

標 題 : 総務省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について」
発信番号 : 自治労情報2023第0072号
発信日付 : 2023年4月25日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

総務省は、4月21日付けで事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について」を発出しました。これは、内閣人事局から各府省に対し、基本的感染対策について個人または各府省の判断で行うこと等が示されたことを受けたものです。

事務連絡ではさらに、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応等に係る通知として出された下記の4点について、5月7日までの対応とする予定であることが示されました。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応
- ・新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇(出勤困難休暇)の取扱い
- ・地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応
- ・新型コロナワクチン接種に係る特別休暇・職務専念義務免除の取扱い

自治労としては、とくに特別休暇の取扱いについて、今なお新型コロナウイルス感染症が終息していない状況下において、廃止するのは時期尚早と考えます。とりわけ非常勤職員については有給の病気休暇が整備されていない自治体が多く、無給で休まざるを得ないことも想定されます。

発症後5日間は他人に感染させるリスクが特に高いことから、外出を控えることが推奨されており、感染防止の観点から出勤停止となる場合には、病者の就業禁止を定めた安全衛生規則61条および人事院規則15-14第22条第1項第17号の出勤困難休暇を活用するなどして、有給扱いとすることを求めます。また、家族の感染に係る休暇措置も廃止されることから、子の看護休暇の拡充(対象者の範囲拡大、日数の拡大)も合わせて求めます。

なお、この取扱い変更について、新型コロナウイルス感染症の法令上の位置付けの変更に係る法令が公布された後にあらためて通知として発出されます。

添付ファイル :

【事務連絡】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について.pdf

【別添】内閣人事局統括官通知(5月8日以降のコロナ対応).pdf

<参考>20200305_【通知】「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の適切な対応について.pdf